

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1

-----  
訓 令  
公 営 企 業 局 訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令  
-----

高知県訓令第10号  
高知県公営企業局訓令第5号  
高知県教育委員会訓令第9号

本 庁  
各 出 先 機 関  
公 営 企 業 局 本 局  
公 営 企 業 局 各 事 業 所  
公 営 企 業 局 各 病 院  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月13日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県公営企業局長 安岡 俊作  
高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程（平成22年4月高知県公営企業局訓令第4号、高知県訓令第4号、高知県教育委員会訓令第5号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第7条第4項」を「第8条第4項」に改める。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（外商推進本部）

**第5条** 推進本部の活動に当たって、様々な分野の外商活動の戦略を共有し、総合的に推進するため、推進本部の下に外商推進本部を設置する。

- 2 外商推進本部は、外商推進本部長及び外商推進本部員をもって構成する。
- 3 外商推進本部長は、産業振興推進部長をもって充て、外商推進本部を統括する。
- 4 外商推進本部員は、産業振興推進部副部長、商工労働部副部長、観光振興部副部長、農業振興部副部長、林業振興・環境部副部長及び水産振興部副部長（副部長が2人以上あるときは、外商推進本部長が指定した者とする。）をもって充て、外商推進本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて外商推進本部の事務に参画するものとする。ただし、外商推進本部長が必要であると認めるときは、他の者を外商推進本部員とすることができる。

**附 則**

この訓令は、平成24年4月13日から施行する。